

所管部課	市民環境部 課税課		部長	木村 西	
件名	東大和市税条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>都市計画税は、目的税として都市計画事業に充てる財源となっている。</p> <p>都市計画税の税率については、東大和市税条例の本則において0.3%と規定しているが、付則において令和2年度から令和5年度までの特例税率0.26%を規定しており、時限的に引き下げをしている。また、当該特例税率は3年ごとに見直しを行っている。</p> <p>今回の見直しにあたり、今後の税收及び都市計画事業の推移、また他市の動向を踏まえ、特例税率を引き続き0.26%とすることとした。これに伴い、東大和市税条例の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 改正点</p> <p>東大和市税条例付則第23条（都市計画税の税率の特例）について、次のとおり特例税率の適用期間を改正する。</p> <p>(改正前) 「令和3年度から令和5年度まで」</p> <p>(改正後) 「令和6年度から令和8年度まで」</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和6年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>適正な財源の確保につながる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに令和5年第4回市議会定例会の議案とするための事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。